広島市告示（安佐南区）第107号

令和８年10月28日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のように廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松井　一實

１　廃止番号　　第　　２１　号

２　廃止年月日　　令和８年10月28日

３　道路の位置　　広島市安佐南区川内六丁目の114番１の一部、114番３の一部及び114番４の一部

４　幅員及び延長　幅員　　４．００メートル
　　延長　　１８．３０メートル